

投稿規程

1. アートミーツケア学会のオンラインジャーナル(以下「本ジャーナル」という。)に発表する論稿は、いずれもアートとケアの関わりを探求する、他に未発表のものに限る。
2. 本ジャーナルに論稿を発表しようとする者は、編集委員会(以下「委員会」という。)事務局に、期日までにオンラインフォームを通じて送付する。
3. 原稿は所定の執筆要項に従うこととする。
4. 投稿区分は以下の通りとする。
 - 4-1. 論文
アートとケアに関連する研究をふまえ、そこにある諸問題についての批評的記述や論述。
分量20,000字以内。査読あり(会員のほか、編集委員会の判断により外部査読者を依頼する場合がある)
 - 4-2. 報告 -アートミーツケアを実践する-
アートとケアの内容や方法を扱い、実践に立脚し、将来のアートミーツケアに関する研究に資する独創的な視点を有するもの。
分量12,000字以内。査読なし(編集委員会により掲載の可否を決定し、執筆ガイドラインに即した修正を依頼する場合がある)。公開にあたって、会員1名によるコメントを付けることができる。
 - 4-3. エッセイ -アートミーツケアを試みる-
アートとケアを主題に据えた、会員による自由な思索や論考。研究論文では表現しきれない文体や言葉遣い、思考の揺らぎをも視座に含む。文章表現のほか、オンラインでの掲載であることを活かした写真、映像、音楽等のメディアを含めた表現とすることも可能。
分量は特に定めない。編集のため、選者を置く。エッセイの採否や訂正の要望などについては、選者に一任する。その上で最終的に全体のバランス等を考慮して編集委員会が掲載の可否を決定する。
 - 4-4. 書評・プロジェクト評
アートミーツケアに関わる書籍やプロジェクトを広く一般に紹介する。
 - 4-5. レポート
学会行事のアーカイブを行う。
5. 投稿論文掲載の可否については、オンラインジャーナル編集委員会規則第8条にもとづく一次審査と、委員会が依頼した査読者による二次審査の結果を受けて、委員会が決定する。その他(報告、エッセイ等)の掲載の可否については委員会が決定する。
6. 原稿本体は、掲載決定後委員会からの通知に従い、原則としてテキストファイルデータで提出する。
7. 特に著者校正の希望がない場合には、委員会にて責了とする。著者による校正は初校のみとし、第2校以降は委員会で行う。
8. 投稿原稿は原則として返却しない。ただし、申し出があれば図版に限り返却する。

9. 本誌に発表された論稿は視覚障害、肢体不自由などの理由で書字へのアクセスが困難な人に対し、求めに応じてテキストファイルデータで提供される。

10. 本誌の著作権はアートミーツケア学会に帰属する。

附則

1. この規則は、2023年8月31日から施行する。
2. 投稿規程(2014年5月31日施行)は廃止する。

編集規定

1. アートミーツケア学会のオンラインジャーナル(以下「本ジャーナル」という。)は、原則として本会会員の研究の発表に充てる。また、研究者だけでなく実践の場にいる者も参加し、研究と現場の交流が促進されるものとする。
2. 本ジャーナルに論文、報告、エッセイ、その他各欄を設ける。
3. 本ジャーナルの掲載原稿は、投稿によるものと編集委員会が執筆を依頼するものとなる。
4. 原稿の掲載は編集委員会の決定による。

附則

1. この規則は、2023年8月31日から施行する。
2. 編集規定(2014年5月31日施行)は廃止する。